

8月
2023

労務通信 144号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-25-0264

労働基準監督署 調査が増えています！

現在、長野県の広範囲で労働基準監督署の調査が行われているようです。

「労働条件等に関する調査の実施について」という定期調査の書面が事業所に届いてはいませんか？

労働基準監督署の調査は原則拒否することはできず、労働基準法第120条において拒否したり・虚偽対応をしたりした場合30万円以下の罰金に処することとなっています。

今回労働基準監督署の調査について心配になる方もいらっしゃるかと思います。実際どのような指摘を受けているのかを具体的にお伝えいたします。

【調査内容】

今回の調査内容としては以下のようになっています。

1. 労働時間管理がされているか？

- ・出勤簿等で始業・終業・残業時間が分かる状況か。休憩時間は確保されているか。
- ・時間外休日労働に関する協定届が届出されているか。
- ・協定を超えて時間外労働はないか。月の残業時間が45時間を超えていないか？



2. 時間外労働の割増賃金はきちんと計算されているか？

- ・割増賃金の基礎となる賃金単価に入れるべき固定的賃金が含まれているか。
- ・時間外・休日労働に対する割増率は正しいか。
- ・所定労働時間は正しいか。

3. 年次有給休暇の取得状況

- ・1年間に5日付与すべき労働者にきちんと取得させているか。
- ・管理簿等、労働者ごとに管理されているか。



4. 健康診断の実施状況

- ・定期健康診断の実施状況、特に年2回行う必要のある夜勤勤務者などの状況。
- ・定期健康診断で指摘事項のあった労働者への産業医などのコメントももらっているか？



このような内容で指摘を受けた場合は、是正勧告や指導票を交付されます。指定された期限内に問題点の改善に取り組み、報告書を提出する必要があります。

調査では6か月分の出勤簿や賃金台帳を確認されますが、未払い賃金の状況や労働時間管理がずさんな場合は2年前までさかのぼる場合もあります。



例えば、労働者10人で、1時間の残業の未払いが毎日あれば、

1時間×20日(月)×6か月×10人×残業単価1,135円(最低賃金の1.25倍)=1,362,000円

6か月で136万円を超える未払い賃金となります。思いのほか大きな金額になります。

労働基準監督署の調査は、労働者にとって正しい労働環境が用意できているかをチェックするために行います。普段から法令順守を意識していても思わぬ点で違反している可能性があるため、問題がない企業でも定期的に調査が行われます。調査で改善すべき点が見つかった場合でも、事業所の成長のために、**法令順守と労働環境改善の重要な機会**と捉えて対応していきましょう。

調査の予告があった場合は、まずは顧問社労士にお声掛けください。一緒に対応を検討いたします。

また調査対象でない事業所の場合は、ぜひ自主的に現状把握をしていただきますようお願い致します。不安なところがありましたら、お声掛けください。